

小牧市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 3 4 号

小牧市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

小牧市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成１８年小牧市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「法第２０条第１項」の次に「の規定」を加え、「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第２項中「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第３条第１項中「ついて支給」の次に「の要否」を加え、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第２）により」を削り、「者に」の次に「その結果を」を加え、同条第２項を削る。

第４条中「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給申請書（様式第４）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第５条中「の介護給付費」を「の特例介護給付費」に改め、「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給（不支給）決定通知書（様式第５）により」を削り、「者に」の次に「その結果を」を加える。

第６条を次のように改める。

第６条 削除

第７条中「氏名・居住地等変更届（様式第７）を」を削り、「提出し」を「届け出」に改める。

第８条中「障害福祉サービス受給者証」を「法第２２条第８項に規定する受給者証」に改め、「受給者証再交付申請書（様式第８）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第９条第１項中「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第２項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給

付) 変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第10)により」を削り、「者に」の次に「変更の内容を」を加える。

第10条中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給決定取消通知書(様式第11)により」を削り、「者に」の次に「その旨を」を加える。

第11条中「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第12条第2項中「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第3項中「申請書を受理し」を「申請を受け」に改め、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により」を削り、「者に」の次に「その旨を」を加える。

第13条中「障害福祉サービス等契約内容報告書(様式第12)」を「障害福祉サービス等に係る契約の内容」に、「提出し」を「報告し」に改める。

第16条中「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第17条第1項中「特例障害者特別給付費」を「特定障害者特別給付費」に改め、「ついて支給」の次に「の可否」を加え、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により」を削り、「者に」の次に「その結果を」を加え、同条第2項を削る。

第18条中「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第19条中「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給(不支給)決定通知書により」を削り、「者に」の次に「その結果を」を加える。

第19条の2中「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第19条の3第1項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給

付費・地域相談支援給付費支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により」を削り、「者に」の次に「その結果を」を加え、同条第2項を削る。

第19条の4を次のように改める。

第19条の4 削除

第19条の5中「氏名・居住地等変更届を」を削り、「提出し」を「届け出」に改める。

第19条の6中「地域相談支援受給者証」を「法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証」に改め、「受給者証再交付申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第19条の7第1項中「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給付）変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により」を削り、「者に」の次に「変更の内容を」を加える。

第19条の8中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給決定取消通知書により」を削り、「者に」の次に「その旨を」を加える。

第19条の10中「障害福祉サービス等サービス内容報告書」を「障害福祉サービス等に係る契約の内容」に、「提出し」を「報告し」に改める。

第19条の11中「サービス等利用計画案提出依頼書（様式第14）により」を削り、「通知する」を「依頼する」に改める。

第19条の12中「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第19条の13中「計画相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第17）により」を削り、「者に」の次に「その結果を」を加える。

第19条の14中「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書を提出し」を「福祉事務所に届け出」に改める。

第19条の15の見出しを「（期間の変更）」に改め、同条中「モニタリング期間変更通知書（様式第18）により」を削り、「者に」の次に「変更の内容を」を加える。

第19条の16中「計画相談支援給付費支給取消通知書（様式第19）

により」を削り、「者に」の次に「その旨を」を加える。

第 20 条中「自立支援医療費支給認定申請書（様式第 20）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第 21 条第 2 項中「の給付」の次に「の要否」を加え、「自立支援医療給付決定通知書（様式第 21）を、これを却下したときは自立支援医療給付却下決定通知書（様式第 22）により当該申請」を「、当該申請」に改め、「者に」の次に「その結果を」を加える。

第 22 条を次のように改める。

第 22 条 削除

第 23 条中「届出」を「規定により届出をしようとする者」に改め、「、自立支援医療受給者証氏名・居住地等変更届（様式第 23）によるものとし」を削り、「提出し」を「届け出」に改める。

第 24 条中「規定により」の次に「法第 54 条第 3 項に規定する」を加え、「自立支援医療受給者証再交付申請書（様式第 24）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第 25 条第 1 項中「自立支援医療費支給認定申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第 2 項中「自立支援医療給付決定通知書により」を削り、「者に」の次に「その旨を」を加える。

第 26 条中「自立支援医療支給認定取消通知書（様式第 25）により」を削り、「者に」の次に「その旨を」を加える。

第 29 条中「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書（様式第 26）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第 30 条第 2 項中「の支給」の次に「の要否」を加え、「補装具費支給決定通知書（様式第 27）を、これを却下したときは却下決定通知書（様式第 28）により当該申請」を「、当該申請」に改め、「者に」の次に「その結果を」を加える。

第 31 条の 2 第 1 項中「高額障害福祉サービス等給付費の」を「高額障害福祉サービス等給付費又は同条第 3 項の規定により高額障害福祉サービス等給付費（介護給付費等対象サービス分）の」に、「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第 29）を、省令第 65 条の 9 第 3 項の規定により高額障害福祉サービス等給付費（介護給付費等対象サービス分）の支給を受けようとする者は高額障害福祉サービス等給付費（介護給付費等対象サービス分）支給申請書（様式第 29 の 2）を福祉事務所に提出

し」を「、福祉事務所に申請し」に改め、同条第2項中「高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第30）により」を削り、「者に」の次に「その結果を」を加える。

第33条第1号中「（様式第31）」を削り、同条第2号中「（様式第32）」を削る。

第34条の見出しを「（雑則）」に改める。

様式第1から様式第32までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。